

## 高校生等奨学給付金の申請案内についてのお知らせ

これまで、高校生等奨学給付金の申請案内については、高等学校等就学支援金の申請状況から、対象となる可能性のある世帯の保護者の皆様へ書類の配付などを行ってきましたが、高等学校等就学支援金と、高校生等奨学給付金の判定基準に利用する税情報が異なるものになったこと、高等学校等就学支援金の判定にマイナンバーを用いることになったことから、高校生等奨学給付金の対象者となる世帯を確実に把握し、お知らせすることができなくなりました。

このため、令和3年度より、高校生等奨学給付金の申請案内についても、高等学校等就学支援金と同様、対象を限らず、保護者の皆様に広く周知させていただくこととしました。

保護者の皆様におかれでは、本日生徒に配布いたしました案内文書により、高校生等奨学給付金の申請資格及び収入基準をご確認の上、対象となる場合は申し出ていただくようお願ひいたします。

高校生等奨学給付金の収入基準（以下のいずれかにあてはまる方）

- 7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- 令和3年度保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯
- 家計急変により保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

申出期限 令和3年7月7日（水）

問合せ・申出先 太子高等学校 事務室 TEL 079-277-0123